

財 理 第 3807 号
平成 22 年 9 月 9 日

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財務省理財局長 中 村 明 雄

インターネット等の通信販売により製造たばこ
を販売する場合の年齢確認等について

成人識別を確実にし、未成年者の喫煙を防止する観点から、製造たばこの小売販売業者(一般小売販売業の許可者に限る。以下同じ。)がインターネット等の通信販売(郵便、電子メール、電話、ファクシミリ等の情報通信手段により注文を受けて行う販売を含む。以下同じ。)により製造たばこの販売を行う場合については、下記のとおり定めたので、今後は、これにより取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後のインターネット等の販売の動向や、成人識別に関する技術の向上等を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。

記

1. インターネット等の通信販売により製造たばこの販売を行う小売販売業者については、製造たばこ小売販売業許可の条件として、「インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合には、あらかじめ公的な証明書により購入希望者が成人であることの確認を行った上で、購入申込の都度、当該購入希望者が当該証明書に記載された者との同一の者であることを確認して販売すること。」との文言を付し、又は当該文言を追加する。
2. 上記1. の「公的な証明書」は、以下に掲げる書類とする。証明書の提示は、以下の書類のいずれかの写しを郵送、ファクシミリ又は電磁的記録の添付等により行うものとする。

運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、身体障害者手帳等各種福祉手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍謄本・抄本、住民票の写し・住民票記載事項証明書、その他官公庁発行書類等

※ 氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。

3. 上記1. の「当該購入希望者が当該証明書に記載された者と同じの者であることを確認」する方法は、以下に示す方法のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 当該購入希望者に対し、ユーザーID 及びパスワードや顧客番号など当該購入希望者を特定するための記号を交付し、購入の都度、当該記号を照合する。
 - (2) 当該購入希望者に、購入の都度、氏名、住所及び生年月日を申告してもらい照合する。
 - (3) 当該購入希望者に、購入の都度、公的な証明書を提示してもらい照合する。
4. インターネット等の通信販売に係る商品の送付先は、購入者の特段の事情がない限り、公的な証明書に記載された住所地とすること。
5. 上記1. により、製造たばこ小売販売業の許可に条件を付され、又は追加された者が、当該条件に違反して製造たばこの販売を行う場合には、当該条件を遵守するよう指導を行うこととし、当該指導にもかかわらずこれに従わない者に対しては、たばこ事業法第31条第2号の規定に基づき、たばこ小売販売業の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。
6. インターネット等の通信販売により製造たばこの販売を行う小売販売業者に対し、必要に応じ、その販売に係る取引の内容及び年齢確認に関する書類の提出又は提示を求めるものとする。
7. 上記1. ～6. の取り扱いについては、営業所移転の許可に準用する。